

■省エネ性能向上計画認定に係る申請手数料（法第29条及び第31条）

（施行日：令和7年4月1日） 単位：円

種別	区分 (非住宅・戸建住宅：床面積) (共同住宅等：戸数)		認定申請		変更認定申請	
			適合証等 あり	適合証等 なし	適合証等 あり	適合証等 なし
非住宅建築物 等（モデル建 物法基準によ る認定に係る もの※1）	300㎡未満		12,000	100,000	8,000	53,000
	300㎡以上 1,000㎡未満		19,000	132,000	11,000	67,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		29,000	172,000	17,000	89,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満		82,000	281,000	42,000	142,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満		129,000	347,000	66,000	175,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満		163,000	488,000	82,000	245,000
	25,000㎡以上		203,000	565,000	102,000	284,000
非住宅建築物 等（モデル建 物法基準によ る認定に係る ものを除く※ 1）	300㎡未満		13,000	176,000	7,000	89,000
	300㎡以上 1,000㎡未満		19,000	237,000	12,000	120,000
	1,000㎡以上 2,000㎡未満		30,000	303,000	17,000	154,000
	2,000㎡以上 5,000㎡未満		82,000	471,000	42,000	237,000
	5,000㎡以上 10,000㎡未満		129,000	570,000	66,000	287,000
	10,000㎡以上 25,000㎡未満		162,000	765,000	82,000	384,000
	25,000㎡以上		202,000	872,000	102,000	437,000
一戸建ての住 宅（誘導仕様 基準※2）	200㎡未満		7,000	22,000	6,000	13,000
	200㎡以上		8,000	24,000	6,000	14,000
一戸建ての住 宅（誘導仕様 基準除く※2）	200㎡未満		8,000	42,000	5,000	23,000
	200㎡以上		8,000	46,000	5,000	25,000
共同住宅等又 は複合建築物 の住戸の部分 （誘導仕様基 準※2）	共用部 含む	4戸以下	12,000	164,000	8,000	84,000
		5戸以上 1以下	23,000	184,000	12,000	93,000
		16戸以上 45戸以下	48,000	236,000	25,000	120,000
		46戸以上	83,000	314,000	43,000	159,000
	共用部 除外	4戸以下	13,000	56,000	7,000	29,000
		5戸以上 15戸以下	23,000	76,000	13,000	39,000
		16戸以上 45戸以下	48,000	128,000	26,000	66,000
		46戸以上	83,000	206,000	42,000	104,000
共同住宅等又 は複合建築物 の住戸の部分 （誘導仕様基 準を除く。※ 2）	共用部 含む	4戸以下	13,000	240,000	8,000	122,000
		5戸以上 15戸以下	23,000	272,000	13,000	138,000
		16戸以上 45戸以下	47,000	365,000	26,000	186,000
		46戸以上	82,000	518,000	43,000	262,000
	共用部 除外	4戸以下	12,000	131,000	7,000	67,000
		5戸以上 15戸以下	23,000	164,000	12,000	83,000
		16戸以上 45戸以下	47,000	257,000	25,000	131,000
		46戸以上	83,000	411,000	43,000	207,000

※1 非住宅建築物の適用基準は2つに分類されます。

- ・モデル建物法基準による認定に係るもの（省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るもの
- ・モデル建物法基準による認定に係るもの以外

※2 住宅建築物の適用基準は2つに分類されます。

- ・誘導仕様基準による認定に係るもの（省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準による認定に係るもの
- ・誘導仕様基準による認定に係るもの以外

※3 非住宅建築物の適用基準は2つに分類されます。

- ・省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るもの（いわゆるモデル建物法を用いた評価（以下「省令1条ロ基準」という。））
- ・省令第1条第1項第1号ロに定める基準による認定に係るものを除く以外（いわゆるモデル建物法以外による評価（以下「省令1条ロ基準以外」という。））

※参考 手数料条例で用いている用語（詳細は法令、手数料条例等を参照）

住宅 : 住居のために継続的に使用する室及び廊下、玄関、階段その他の人の住居の用に供する建築物の部分（住宅部分）を有する建築物（複合建築物を除く）

非住宅建築物 : 非住宅部分（住宅部分以外の建築物の部分）を有する建築物（複合建築物を除く）

複合建築物 : 非住宅部分及び住宅部分を有する建築物

非住宅建築物等 : 非住宅建築物又は複合建築物のうち非住宅部分

共同住宅等 : 共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅